

相続のお手続きに関する ご案内

● ご相談窓口

店 名：

担当者名：

電話番号：

ホームページは
こちらから



 中栄信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/chuei/>



相続手続きのご案内

この度はご親族様のご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

この冊子は、当金庫とお取引いただいているお客様がお亡くなりになりその預金等を相続の方が相続される場合のお手続きについてご案内いたします。なお、ご融資取引がある場合は、お取引店へご連絡ください。

ご不明な点につきましては、取引店へお問い合わせください。

目次

| | |
|---|----|
| お手続きの流れ | 1 |
| お取引店への連絡 | 2 |
| 残高証明書の発行について | 3 |
| 手続きのご確認 | 3 |
| 相続人様のご確認 | 4 |
| 相続人関係図 | 5 |
| 必要書類のご準備 | 6 |
| ケース1 遺言書あり/遺言執行者がいる場合 | 7 |
| ケース2 遺言書あり/遺言執行者がいない場合 | 8 |
| ケース3 遺産分割協議書がある場合 | 9 |
| ケース4 遺言書・遺産分割協議書によらない場合 | 10 |
| ケース5 裁判所の調停・審判による場合 | 11 |
| 共通 該当する場合にご用意いただく書類 | 12 |
| 必要書類の補足説明 | 12 |
| 1 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） | 12 |
| 2 相続人様の戸籍謄本について（戸籍全部事項証明書） | 13 |
| 3 法定相続情報証明制度について | 14 |
| 4 預貯金の仮払い制度について | 14 |

お手続きの流れ

相続手続きは様々なケースがあります。本冊子は、当金庫での一般的な相続手続きについてご案内させていただきますので、ご不明な点はお取引店の窓口までお問合せください。

ご預金などの相続手続きの基本的な流れは次のとおりです。

ご逝去

相続開始

- 市区役所・町村役場への「死亡届」のご提出
- 関係機関（生前の公共料金、クレジットなどの各種契約関係先）へのお届出・お手続き

相続手続きの 事前確認事項

- 相続人のご確認
- 遺言書の有無のご確認
- 公正証書遺言以外の遺言の場合は、家庭裁判所の検認が必要
- ※遺言書情報証明書（法務局に保管されている遺言書の写し）は検認不要
- 相続財産の調査・確認
- 特別代理人の選任（相続人に未成年者がいらっしゃる場合）
- 単純承認・限定承認・相続放棄の選択

所得税に関するお手続き

- 被相続人の所得税の申告納税（準確定申告）

相続財産の評価額確定

遺産分割協議

金融機関でのお手続き
（相続預金の払戻。名義変更など）

不動産・有価証券の名義
変更など

相続税の申告・納付

ご逝去から7日以内

お手続きのご案内

- お取引店へご連絡ください。
- 今後のお手続きの流れ、必要書類についてご案内いたします。
- 預金支払停止等の措置をとらせていただきます。（亡くなられた事実を当金庫が知った時点で、支払停止等の措置をとらせていただいております。）

ご逝去から3カ月以内

はじめにご提出 いただく書類の ご準備、ご提出

- 亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等の書類および相続人様であることが確認できる書類のご提出をお願いいたします。
- 被相続人様（亡くなられた方）と相続人様との関係をはじめ、相続に必要な事項を確認させていただくため当金庫所定の「相続人確認表」をおわかりになる範囲でご記入ください。

ご逝去から4カ月以内

「預金等の相続 依頼書兼同意書」 のご記入、ご提出

- お取引の内容・相続方法に応じた必要書類および当金庫所定の「預金等の相続依頼書兼同意書」を店頭窓口または郵送にてご案内いたします。それぞれ、ご依頼内容のご記入と相続人様のご署名・ご捺印をお願いいたします。
- 相続手続書類は、お取引店へご提出またはご郵送をお願いいたします。なお、ご郵送の場合は、到着までに日数がかかります。お急ぎの場合はお取引店へご提出ください。

ご逝去から10カ月以内

預金等の払戻 名義変更手続

- 相続人様への預金の名義変更や解約金の払戻を行います。
- 計算書および手続きの終わった通帳等をお返しいたします。

※ご来店の際には、ご本人の確認ができる公的資料（運転免許証、健康保険証等）をお持ちくださるようお願い申し上げます。

相続のお手続きに関するご案内

お取引店への連絡

まずは、亡くなられた方のお取引店に、以下の連絡をお願いいたします。

複数店でのお取引がある場合は、一店舗でお手続きは可能です。

- ① 被相続人様のお名前、お客様番号（お分かりにならない場合はご住所、お電話番号）。
- ② お亡くなりになった日付。
- ③ ご連絡いただいた方のお名前、ご住所、お電話番号、被相続人様とのご関係。

ご連絡以後は、以下のように取扱いさせていただきます。

| お取引内容 | お取扱方法 |
|--------|---|
| お引出し | ●お取扱いできません。 |
| お預入れ | ●お取扱いできません。 |
| 口座振替契約 | ●お引落（お支払い）できなくなります。 ●引続き口座振替のご利用を希望される場合は、お早めに引落口座の変更手続きを行ってください。 ●一時的に口座振替契約の継続をご希望の場合は、お取引店へご相談ください。原則、相続人様全員のご了承が必要です。 |
| 振込入金 | ●お取扱いできません。 ●家賃等の継続した振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただくようお願いいたします。 ●一時的に振込入金の継続をご希望の場合は、お取引店へご相談ください。原則、相続人様全員のご了承が必要です。 |
| 総合口座取引 | ●総合口座普通預金に貸越残高がある場合や貸越利息が生じている場合は、原則、総合口座定期預金等を払戻して貸越元金および貸越利息に充当させていただきます。 |
| 当座預金取引 | ●当座勘定規定に基づき解約処理をいたします。 ●未使用の小切手・手形用紙はご返却ください。 ●未決済の小切手・手形がある場合はお申し出ください。 |
| 貸金庫取引 | ●開扉のお取扱いはできません。 ●開扉、格納物のお受取等のお手続きにつきましては、原則、相続関係者様全員によるお手続きが必要です。 |
| 融資取引 | ●融資のお取引につきましては、お取引店よりご案内いたします。 |

※被相続人様のご預金は、民法の定めにより相続発生と同時にすべての相続人様の「共同財産」となります。正当な権利者または権限者の方へお支払いする必要があるため、所定の手続きが完了するまでお支払いを停止させていただいております。

残高証明書の発行について

被相続人様（亡くなられた方）の残高証明の発行が必要な場合は、下記の書類をご用意のうえ、取引店もしくは最寄りの当金庫本支店窓口にお申し付けください。残高証明書は相続人、遺言執行者、相続財産管理人等のいずれかお一人のご依頼により発行いたします。

| | |
|-----------|--|
| ご用意いただく書類 | <ul style="list-style-type: none"> ●被相続人様の戸籍謄本等 ●ご来店者様が相続人、遺言執行者、相続財産管理人等であることがわかる戸籍謄本・遺言書・審判書等 ●ご来店者様の実印および印鑑証明書（発行後6ヵ月以内） |
| 発行手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ●当金庫所定の発行手数料が必要となります。発行に時間を要する場合がございます。 |

手続きのご確認

当金庫所定の書類にご署名ご捺印いただく方やご提出いただく書類を特定するために以下の点を確認ください。

- ① 相続人様である方全員がお分かりですか。ご連絡がとれますか。
相続人様として認められる方全員のご署名、ご捺印をいただく場合があります。
- ② 遺言・遺産分割協議書・裁判所の調停や裁判等相続の方法を記したものがありますか。
相続の方法が決められている場合は、そのとおりにお手続きするために、その書類を当金庫で確認する必要があります。
- ③ どなたが相続手続きをするのかを指定している書類がありますか。
ある場合 原則として指定されている方からでなければ、相続手続きをお受けできません。
ない場合 相続人様全員によるお手続きとなります。

相続人様のご確認

相続のお手続きのためには、被相続人様（亡くなられた方）を中心とした相続人様の関係を確認する必要があります。下記を参考に相続人様の関係をご確認ください。

相続人の範囲

- ①配偶者は常に相続人になります。
- ②下記の方が配偶者と共に相続人になります。

第一順位…子

子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。

↓ 第一順位の相続人がいない場合

第二順位…父母（直系尊属）

父母が死亡している場合で、祖父母が存命であれば、祖父母が代襲相続人となります。

↓ 第二順位の相続人がいない場合

第三順位…兄弟姉妹

被相続人の死亡以前に兄弟姉妹が死亡している場合は、甥姪が代襲相続人となります。

【法定相続分・遺留分について】

| 相続人 | 法定相続分 | 遺留分 |
|----------|-------------------------|------------------------|
| 配偶者と子 | 配偶者 : 1/2 子 : 1/2 | 配偶者 : 1/4 子 : 1/4 |
| 配偶者と父母 | 配偶者 : 2/3 父母 : 1/3 | 配偶者 : 1/3 父母 : 1/6 |
| 配偶者と兄弟姉妹 | 配偶者 : 3/4 兄弟姉妹 : 1/4 | 配偶者 : 1/2 兄弟姉妹 : なし |
| 配偶者のみ | 全部 | 1/2 |
| 子のみ | 全部 | 1/2 |
| 父母のみ | 全部 | 1/3 |
| 兄弟姉妹のみ | 全部 | なし |

遺留分制度とは、一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のことを言います。この遺留分を生前贈与や遺贈で侵害しても、法律上無効とはなりません。遺留分の権利のある相続人は、生前贈与または遺贈を受けた人に対して、その侵害された部分を請求（侵害額請求）することができます。

代襲相続人とは、被相続人の子ども・兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合には、被相続人の子どもの子ども（孫）、被相続人の兄弟姉妹の子ども（甥・姪）が相続人となります。この孫、甥・姪等を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は、相続人である親の法定相続分を代襲相続人で割ったものとなります。

相続人関係図

| 被相続人様に関する事項 | | | | |
|-------------|-----------|---|---|---|
| お名前 | | | | |
| 生年月日 | M T S H R | 年 | 月 | 日 |
| 死亡日 | H R | 年 | 月 | 日 |

被相続人

常に相続人

配偶者

第一順位

| 続柄 | 子 | 続柄 | 孫 |
|----|----------------------|------|----------------------|
| | <input type="text"/> | 代襲相続 | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |

第二順位

| 続柄 | 父 | 祖父 |
|----|----------------------|-------------------------|
| | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| | 母 | 祖母 <input type="text"/> |
| | | 祖母 <input type="text"/> |
| | 母 | 祖父 <input type="text"/> |
| | | 祖母 <input type="text"/> |

第三順位

| 続柄 | 兄弟姉妹 | 続柄 | 甥・姪 |
|----|----------------------|------|----------------------|
| | <input type="text"/> | 代襲相続 | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |
| | <input type="text"/> | | <input type="text"/> |

- 未成年者の相続人が含まれる場合 親権者の方に法定代理人として手続きを行っていただきます。ただし、親権者が同様に相続人で遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。
- 相続放棄をした相続人がいる場合 家庭裁判所発行の「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」を提出願います。
- 行方不明の相続人がいる場合 家庭裁判所で失踪宣告を取得いただくか、不在者財産管理人の選任が必要です。
- 相続人が存在しない場合 家庭裁判所で相続財産管理人の選任が必要です。相続財産管理人が選任されている場合は、相続財産管理人の選任審判の謄本を提出願います。

【例】相続人が未成年の場合は、**未**と記載ください。

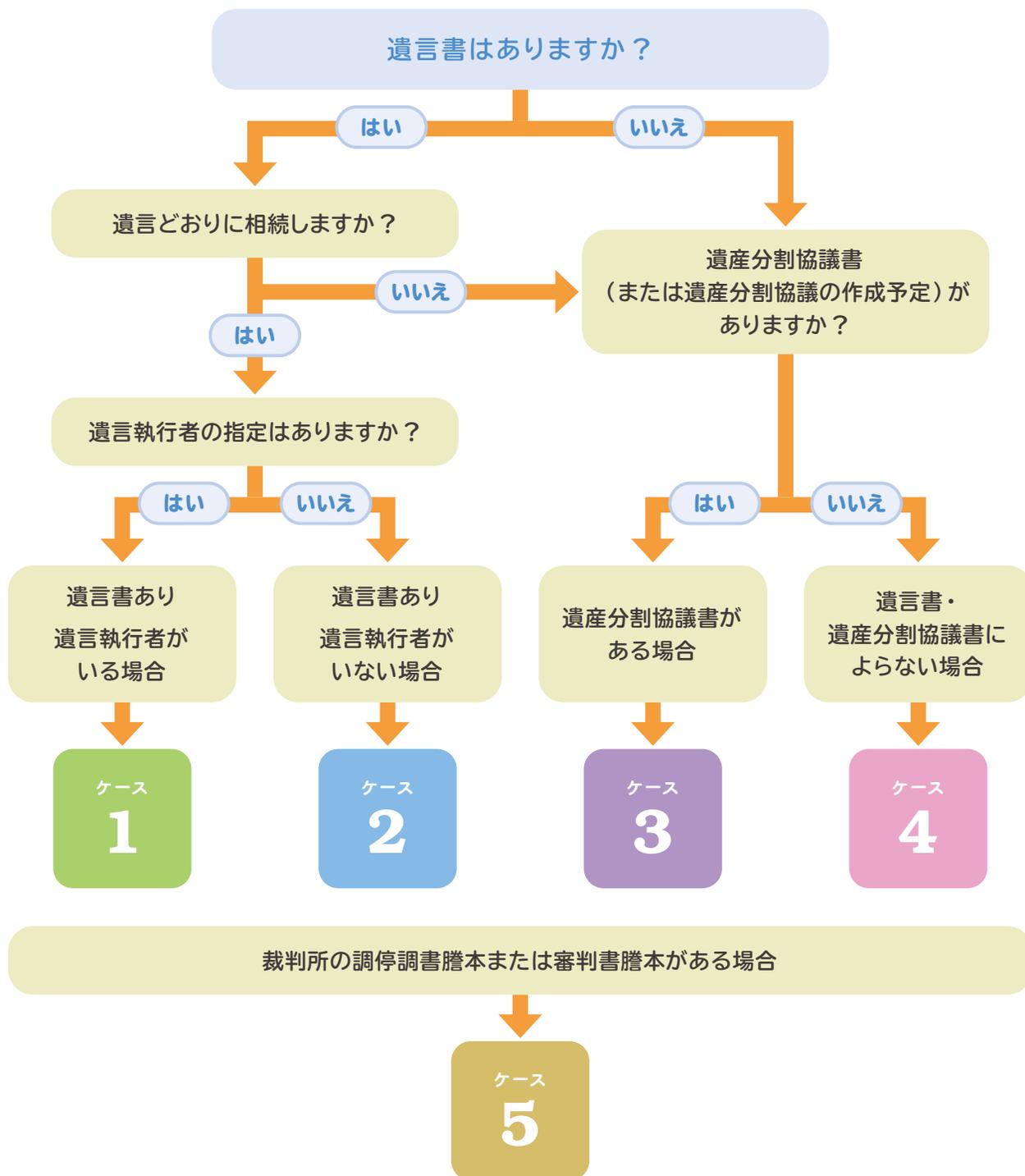
相続人がお亡くなりになっている場合は、斜線を記載ください。

| | | | |
|----|---------------|----|-----------------|
| 続柄 | 子 | 続柄 | 子 |
| 次男 | 未 中栄次郎 | 長男 | 中栄太郎 |

相続のお手続きに関するご案内

必要書類のご準備

相続手続きにおいてご用意いただく書類をご案内いたします。以下のフローチャートをもとにお客様がどのケースに該当するかをご確認ください。



【留意事項】

ご郵送の場合は、送料をご負担していただきます。また、戸籍謄本や印鑑登録証明書等ご提出いただきました書類の原本はお返しできませんので予めご了承ください。

※原本還付をご希望の場合は、ご面倒ですがお取引店までご持参くださいますようお願い申し上げます。

遺言書あり/遺言執行者がいる場合

- 遺言により遺言執行者が指定されている場合、もしくは家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合、相続手続きには下記の書類が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
- 「預金等の相続依頼書兼同意書」には遺言執行者様のご署名・ご捺印が必要です。

| 確認 | ご提出書類等 | ご注意いただきたい事項等 | 入手先 |
|--------------------------|------------------------------|---|----------------|
| <input type="checkbox"/> | 戸籍謄本 | お亡くなりになった方の死亡が確認できる戸籍謄本等 ^{※1} をご準備ください。 | 本籍地の 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言執行者 選任審判書謄本 | 家庭裁判所により遺言執行者が選任されている場合、選任に関する審判書謄本をご準備ください。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言執行者様の 印鑑証明書等 | 発行より6カ月以内のものをご準備ください。 | 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言執行者様の 実印・職印 | | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書 | 公正証書遺言の場合は、遺言書正本または謄本をご準備ください。 | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 検認済証明書 | 自筆証書遺言、秘密証書遺言等の場合は、家庭裁判所での検認手続きが必要です。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書情報証明書 | 自筆証書遺言保管制度による遺言書情報証明書 ^{※2} （法務局に保管されている遺言書の写し）の場合は、家庭裁判所での検認手続きは不要です。 | 法務局 |
| <input type="checkbox"/> | 預金等の相続依頼書 兼同意書 | 遺言執行者様にご署名・ご捺印（実印）をお願いします。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 新印鑑届 | 相続預金の解約ではなく、名義変更を希望される場合は、新たな名義人様よりご提出ください。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 被相続人様の 通帳・証書 キャッシュカード等 | お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵、カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「預金等の相続依頼書兼同意書」にその旨をご記入ください。 ^{※3} | お客様 |

※1 「法定相続情報一覧図」でのお手続きも可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。

※2 令和2年7月10日より自筆証書遺言書を法務局で保管できる制度が開始されました。

同制度を遺言者が利用していた場合には、相続人等が法務局に請求すれば「遺言書情報証明書」の交付を受けられ、家庭裁判所の検認手続きは不要となります。

また、「遺言書情報証明書」の交付を受けると、当該法務局から他の相続人等に遺言書を保管している旨の通知が行われます。

※3 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

遺言書あり / 遺言執行者がいない場合

- 遺言執行者様の指定や選任がなく、受遺者様が相続手続きをされる場合、下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。
なお、ご提示いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「預金等の相続依頼書兼同意書」には受遺者様のご署名・ご捺印が必要です。^{※1}

| 確認 | ご提出書類等 | ご注意いただきたい事項等 | 入手先 |
|--------------------------|------------------------------|---|----------------|
| <input type="checkbox"/> | 戸籍謄本 | お亡くなりになった方の死亡が確認できる戸籍謄本等 ^{※2} をご準備ください。 | 本籍地の 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 受遺者様の 印鑑証明書等 | 発行より6カ月以内のものをご準備ください。 受遺者様が未成年者等の場合は、代理人様の印鑑証明書が必要です。 | 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 受遺者様の実印 | 代表して預金等の相続をされる受遺者様の実印をお持ちください。 | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書 | 公正証書遺言の場合は、遺言書正本または謄本をご準備ください。 | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 検認済証明書 | 自筆証書遺言、秘密証書遺言等の場合は、家庭裁判所での検認手続きが必要です。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言書情報証明書 | 自筆証書遺言保管制度による遺言書情報証明書 ^{※3} （法務局に保管されている遺言書の写し）の場合は、家庭裁判所での検認手続きは不要です。 | 法務局 |
| <input type="checkbox"/> | 預金等の相続依頼書 兼同意書 | 受遺者様にご署名・ご捺印（実印）をお願いします。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 新印鑑届 | 相続預金の解約ではなく、名義変更を希望される場合は、新たな名義人様よりご提出ください。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 被相続人様の 通帳・証書 キャッシュカード等 | お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵、カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「預金等の相続依頼書兼同意書」にその旨をご記入ください。 ^{※4} | お客様 |

※1 遺言の内容によっては、受遺者様のみのご署名・ご捺印ではお手続きできない場合があります。

※2 「法定相続情報一覧図」でのお手続きも可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。

※3 令和2年7月10日より自筆証書遺言書を法務局で保管できる制度が開始されました。

同制度を遺言者が利用していた場合には、相続人等が法務局に請求すれば「遺言書情報証明書」の交付を受けられ、家庭裁判所の検認手続きは不要となります。また、「遺言書情報証明書」の交付を受けると、当該法務局から他の相続人等に遺言書を保管している旨の通知が行われます。

※4 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

遺産分割協議書がある場合

- 遺産分割協議書に基づき相続手続きをされる場合、下記の書類が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書等は原本の提示が必要です。
なお、ご提示いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「預金等の相続依頼書兼同意書」には当金庫の預金等を相続される方のご署名・ご捺印が必要です。

| 確認 | ご提出書類等 | ご注意いただきたい事項等 | 入手先 |
|--------------------------|------------------------------|--|----------------|
| <input type="checkbox"/> | 被相続人様の 戸籍謄本 (亡くなられた方) | お亡くなりになった方の出生から死亡まで連続した戸籍謄本をご準備ください。※1 | 本籍地の 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 遺産分割協議書 | すべての相続人様のご署名・ご捺印が必要です。 | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | すべての相続人様の 戸籍謄本 (または抄本) | 被相続人様との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。※1 ※下記に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一の戸籍にいる場合 ・被相続人様の戸籍から除籍されているものの、現在の姓名が被相続人様の戸籍から確認ができる場合 ・被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続きをされる方 | 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | すべての相続人様の 印鑑証明書 | 発行後6カ月以内のものをご準備ください。 相続人様が未成年者の場合は代理人様の印鑑証明書が必要です。 | 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 手続者様の実印 | 相続人様を代表して預金等の相続手続きをされる方の実印をお持ちください。 | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 預金等の相続 依頼書兼同意書 | 当金庫の預金等を相続いただく方にご署名・ご捺印をお願いします。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 新印鑑届 | 相続預金の解約ではなく、名義変更を希望される場合は、新たな名義人様よりご提出ください。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 被相続人様の 通帳・証書 キャッシュカード等 | お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵、カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「預金等の相続依頼書兼同意書」にその旨をご記入ください。※2 | お客様 |

※1 「法定相続情報一覧図」でのお手続きも可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。

※2 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

遺言書・遺産分割協議書によらない場合

- 相続人様全員の合意に基づいて相続手続きをされる場合は、下記の書類等が必要になります。
- 戸籍謄本、印鑑証明書等は原本の提示が必要となります。
なお、ご提示いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「預金等の相続依頼書兼同意書」にはすべての相続関係者様のご署名・ご捺印が必要です。

| 確認 | ご提出書類等 | ご注意いただきたい事項等 | 入手先 |
|--------------------------|------------------------------|--|----------------|
| <input type="checkbox"/> | 被相続人様の 戸籍謄本 (亡くなられた方) | お亡くなりになった方の出生から死亡まで連続した戸籍謄本をご準備ください。 ^{※1} | 本籍地の 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | すべての相続人様の 戸籍謄本 (または抄本) | 被相続人様との関係が分かる戸籍謄本(抄本)をご準備ください。 ^{※1} ※下記に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一の戸籍にいる場合 ・被相続人様の戸籍から除籍されているものの、現在の姓名が被相続人様の戸籍から確認ができる場合 ・被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続きをされる方 | 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | すべての相続人様の 印鑑証明書 | 発行後6か月以内のものをご準備ください。 相続人様が未成年者の場合は代理人様の印鑑証明書が必要です。 | 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 手続き者様の実印 | 相続人様を代表して預金等の相続手続きをされる方の実印をお持ちください。 | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 預金等の相続依頼書 兼同意書 | 相続人関係者様全員にご署名・ご捺印をお願いいたします。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 新印鑑届 | 相続預金の解約ではなく、名義変更を希望される場合は、新たな名義人様よりご提示ください。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 被相続人様の 通帳・証書 キャッシュカード等 | お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵、カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「預金等の相続依頼書兼同意書」にその旨をご記入ください。 ^{※2} | お客様 |

※1 「法定相続情報一覧図」でのお手続きも可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。

※2 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

裁判所の調停・審判による場合

- 家庭裁判所の調停・裁判で遺産分割が決定した場合は、以下の書類が必要です。
- 調停調書（謄本）、審判書（謄本）、印鑑証明書等は原本の提示が必要です。
なお、ご提示いただいた書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「預金等の相続依頼書兼同意書」には当金庫の預金等を相続される方のご署名・ご捺印が必要です。

| 確認 | ご提出書類等 | ご注意いただきたい事項等 | 入手先 |
|--------------------------|------------------------------|---|--------|
| <input type="checkbox"/> | 当金庫の預金等を 相続される方の 印鑑証明書 | 発行後6カ月以内のものをご準備ください。 相続人様が未成年者の場合は代理人様の印鑑証明書が必要です。 | 市区町村役場 |
| <input type="checkbox"/> | 当金庫の預金等を 相続される方の実印 | | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 調停調書謄本 | 調停による場合にご準備ください。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 審判書謄本・ 確定証明書 | 審判による場合にご準備ください。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 預金等の相続依頼書 兼同意書 | 当金庫の預金等を相続される方にご署名・ご捺印をお願いします。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 新印鑑届 | 相続預金の解約ではなく、名義変更を希望される場合は、新たな名義人様よりご提出ください。 | 当金庫 |
| <input type="checkbox"/> | 被相続人様の 通帳・証書 キャッシュカード等 | お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵、カード等をご準備ください。喪失されている場合は、「預金等の相続依頼書兼同意書」にその旨をご記入ください。※1 | お客様 |

※1 被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。

該当する場合にご用意いただく書類

●該当する場合のみご用意いただく書類は下記のとおりです。

なお、ケースによっては下記以外の書類等が必要となる場合があります。

| 確認 | ご提出書類等 | ご注意ください事項等 | 入手先 |
|--------------------------|--------------------------------|--|----------|
| <input type="checkbox"/> | サイン証明書 (署名証明書) ならびに在留証明書 | 海外に居住されている相続人様で、印鑑証明書を取得できない方は、大使館・領事館等で発行する「サイン証明書」ならびに「在留証明書」をご用意ください。 | 大使館・領事館等 |
| <input type="checkbox"/> | 特別代理人選任 審判書謄本 | 親権者様と未成年者様がともに相続人等の場合にご提出をお願いすることがあります。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 後見登記等の 登記事項証明書 | 相続人様に代理人（成年後見人、保佐人、補助人等）が選任されている場合にご用意ください。 | 法務局 |
| <input type="checkbox"/> | 相続放棄申述受理 証明書または通知書 | 相続放棄をされた場合にご用意ください。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 限定承認申述受理 証明書または通知書 | 限定承認をされた場合にご用意ください。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 相続財産管理人選任 審判書謄本 | 相続財産管理人が選任されている場合にご用意ください。 | 家庭裁判所 |
| <input type="checkbox"/> | 遺産整理に関する 委任契約書等 | 遺産整理受任者を選任されている場合にご用意ください。 | お客様 |
| <input type="checkbox"/> | 遺言検索システム 照会結果通知書 | 遺言書の日付が古い場合等にご提出をお願いすることがあります。 | 公証役場 |
| <input type="checkbox"/> | 戸籍の附票・ 住民票の除票 | 被相続人様（亡くなられた方）のご住所が当金庫への届出住所と異なる場合にご提出をお願いすることがあります。 | 市区町村役場 |

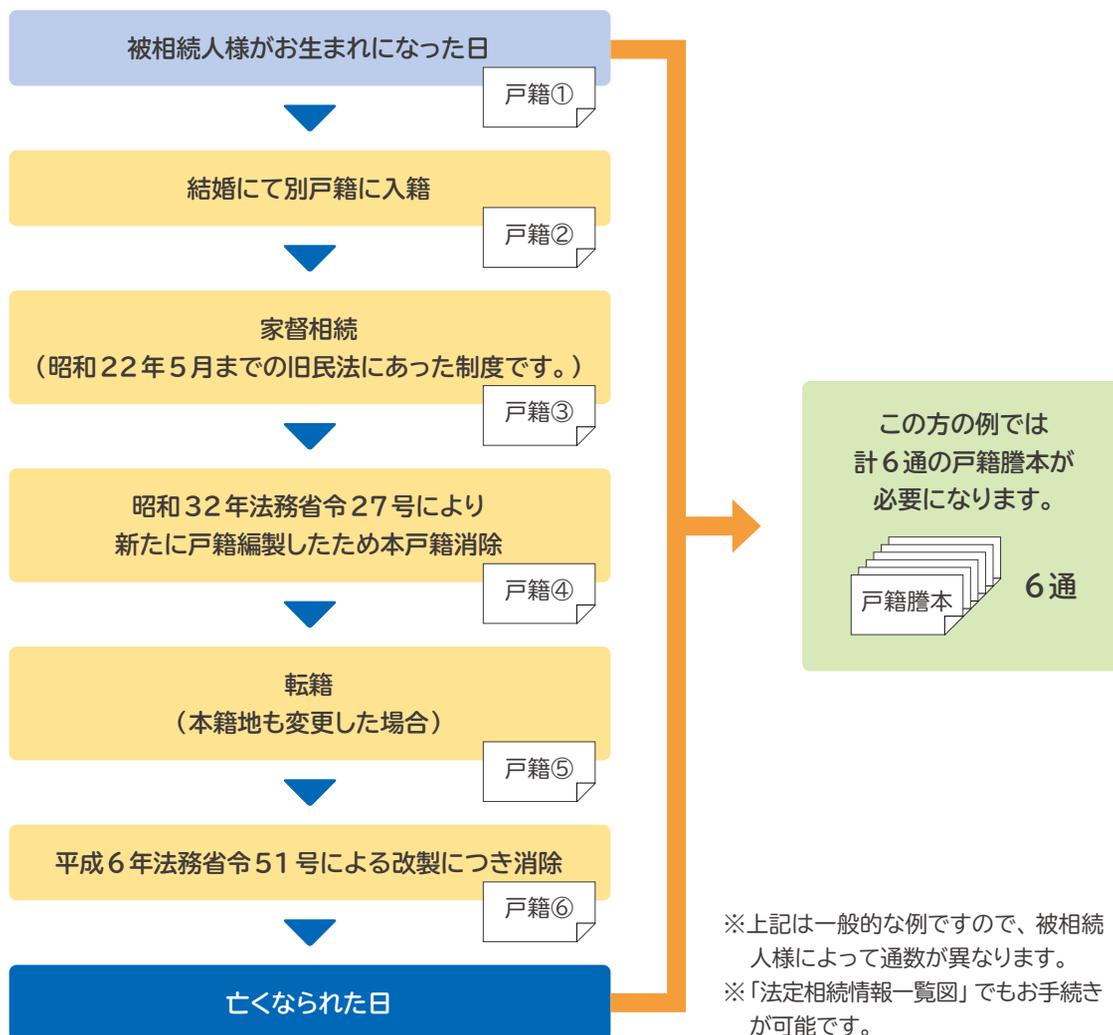
必要書類の補足説明

1 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

- 相続人様を確認するために、被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本が必要になります。婚姻、養子縁組・転籍・戸籍の所轄省令による改製の有無等により、複数の戸籍が必要となる場合があります。
※一般の戸籍の他に、改製原戸籍、除籍謄本が必要となる場合があります。
※戸籍を電子化した自治体の場合、戸籍謄本は「戸籍全部事項証明書」として発行されます。
- 戸籍謄本は亡くなられた時の本籍地の役所窓口で直接請求いただくか、郵送で請求いただくことになります。いずれの場合も事前に役所へ申請に必要な書類等をご確認ください。ご請求の際には、「相続手続きに使用する」旨と「被相続人の出生から死亡まで連続している戸籍謄本が必要」な旨を一言申し添えてください。
なお、亡くなられた時の本籍地の役所ではすべての戸籍謄本が揃わず、従前の本籍地の役所へ申請が必要な場合があります。
保存年限や戦災等により、役所に戸籍謄本の保存がない場合は、その旨の証明書を役所に申請してください。

主な戸籍の変更理由

大正生まれの方の例



2 相続人様の戸籍謄本について (戸籍全部事項証明書)

- (1) 被相続人様(亡くなられた方)の戸籍から婚姻や養子縁組等により除籍・転籍等されている場合は、現在の戸籍謄本(または戸籍抄本)が必要になります。但し、下記に該当する方は不要です。
 - ・被相続人様と同一の戸籍にいる方
 - ・被相続人様の戸籍から婚姻等で除籍されたが、現在の姓名が被相続人様の戸籍から確認できる方
 - ・被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続きをされる方
- (2) 兄弟姉妹の方が相続人様の場合は、被相続人様のご両親の出生時から死亡時までの戸籍謄本および祖父母が亡くなられていることが分かる戸籍謄本をご用意ください。

3 法定相続情報証明制度について

この制度は、相続発生後に法定相続人またはその委任を受けた者が相続関係図を作成して法務局に申出ることにより、法務局がその内容が正しいことを証明し、「法定相続情報一覧図の写し」を申出人に交付する制度です。申出する場合は、被相続人様の出生時から死亡時までの戸籍謄本（または除籍謄本）と相続人の戸籍謄本を取得し、「法定相続情報一覧図」を作成して戸籍謄本とともに法務局に提出します。法務局にて内容が正しいことを確認し、「法定相続情報一覧図の写し」が交付されます。

制度の内容や手続方法等の詳細については、最寄りの法務局へお問い合わせください。

【法定相続情報一覧図の写し】



※「法定相続情報一覧図」をご提出いただく場合、内容に異動がなければ前記 **1 2** の戸籍謄本は不要です。

4 預貯金の仮払い制度について

この制度は、預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができる制度です。

(1) 相続人単独の仮払い請求

相続人が単独で請求できる金額

- 相続開始時の預貯金債権額（口座基準）× 1/3 × 請求する相続人の法定相続分
- 1つの金融機関から150万まで

※払戻しの請求をする相続人の法定相続分を確認するため戸籍謄本等が必要となります。

(例) 相続人…配偶者、子2人

相続財産…A銀行 3,000万、B信金 1,500万、C銀行 600万

| | | |
|-----|-----|--|
| 配偶者 | A銀行 | $3,000万 \times 1/3 \times 1/2 = 500万 \rightarrow$ 1つの金融機関から150万までなので、 <u>150万</u> となります。 |
| | B信金 | $1,500万 \times 1/3 \times 1/2 = 250万 \rightarrow$ 1つの金融機関から150万までなので、 <u>150万</u> となります。 |
| | C銀行 | $600万 \times 1/3 \times 1/2 = 100万 \rightarrow$ <u>100万</u> となります。 |

| | | |
|-----------|-----|--|
| 子 (各自) | A銀行 | $3,000万 \times 1/3 \times 1/4 = 250万 \rightarrow$ 1つの金融機関から150万までなので、 <u>150万</u> となります。 |
| | B信金 | $1,500万 \times 1/3 \times 1/4 = 125万 \rightarrow$ <u>125万</u> となります。 |
| | C銀行 | $600万 \times 1/3 \times 1/4 = 50万 \rightarrow$ <u>50万</u> となります。 |

(2) 家庭裁判所による預貯金の仮分割

仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められます。

相続相談のご案内

当金庫では株式会社朝日信託と提携し、多様化・複雑化する相続についてのお悩みに、弁護士や税理士などの専門家をご紹介できる媒介業務を行っております。

遺言信託

お客様の大切な財産を大切な方に受け継げるよう、遺言の作成から保管・遺言執行までサポートいたします。

遺産整理

遺産調査・遺産分割協議書の作成・遺産の名義書換手続きなど、相続に伴う複雑な手続きをサポートいたします。

財産承継プランニング

お客様が生涯にわたって築いてこられた財産を適切に評価し、事業や財産の承継を計画的に行えるようサポートいたします。

任意後見

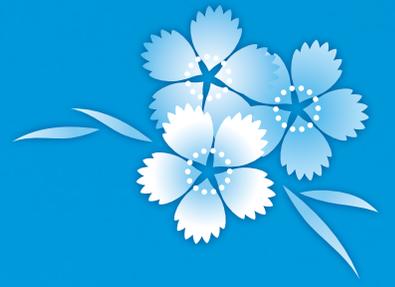
お客様が安心しておすごしいただけるよう、専門家が「任意後見人」としてお客様の老後をサポートいたします。

朝日信託所属の専門家による無料相談をご予約にてお受けしております。
ご予約・お問い合わせは下記フリーダイヤルまでお電話ください。

 0120-877-722 (中栄信用金庫 業務部)

※本業務は、当金庫が朝日信託との業務提携契約に基づき相続関連業務の契約の媒介を行う業務です。
お客様のご要望を朝日信託へご紹介させていただく業務を行っておりますが代理店としての業務は行っておりません。ご契約に際しましては、お客様と朝日信託が当事者となります。
※朝日信託と上記業務のご契約以降は手数料のほか、実費等が必要となります。

●メモ



すべてを地域の^{あした}明日のために
なかしん

